厚木飛行場周辺における航空機騒音防止対策の推進について(要請)

東京都は、厚木飛行場周辺において、航空機騒音の実態を把握するため、継続的に調査を 行っております。

平成30年度の調査(別添)では、一昨年3月に空母艦載機の移駐が実現したこと等もあり、環境基準指定地域内の調査地点11地点の全てで、環境基準を下回る結果となりました。

一方で、移駐後も厚木基地にはジェット戦闘機が飛来するなど、騒音が発生しております。 また、硫黄島における空母艦載機着陸訓練が天候等の事情により実施できない場合、厚木基 地が使用される可能性もあるなど、今後も重大な騒音被害が発生する懸念は完全に払しょく されていません。

ついては、周辺住民の生活環境を保全するため、東京都と町田市は、貴職に対し、航空機 騒音防止対策の推進について、下記の取組を強化するよう要請いたします。

記

- 1 日米合同委員会の合意事項の遵守等により、航空機騒音の軽減を図ること。
 - (1) 22時から6時までは飛行訓練等を行わないことを徹底するとともに、夜間・早朝において制限時間の拡大を図ること。
 - (2) 土曜日・日曜日、日本の祝日、盆、年末年始、入学試験時期等の特別な日の飛行訓練等を極力行わないこと。
 - (3) 市街地上空では低空飛行や旋回飛行を行わないなど、航空機の運用に当たっては騒音抑制に配慮すること。また、操縦士等に対し、騒音抑制のための十分な教育を行うこと。
 - (4) 航空機の低騒音化を推進すること。
 - (5) 厚木飛行場における空母艦載機の着陸訓練を実施しないこと。
- 2 訓練飛行等に関して、適切な情報提供を行うこと。
 - (1) 騒音を伴う訓練及び航空機の飛行について、適切な情報提供を行うこと。
 - (2) 騒音抑制のために米軍が講じている運用上の措置について明らかにすること。

令和2年2月14日

厚木航空施設司令官

ロイド B. マック大佐 殿

東京都知事 小 池 百 合 子

町 田 市 長 石 阪 丈 一